

令和 8 年議案第 4 2 号

江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の
兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可
に関する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

記

提案理由

この案を提出するのは、江南市における部活動の地域展開に伴い、江南市立学校教職員が希望に応じて地域クラブ活動に円滑に従事することができるよう兼職兼業の許可に関し必要な事項を定める必要があるからであります。

(案)

江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、部活動の地域展開に伴い、江南市立学校教職員（以下「教職員」という。）がそれぞれの希望に応じて地域クラブ活動（「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づく地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に円滑に従事することができるよう、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定により、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）による兼職兼業の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(兼職兼業の申請)

- 第2条 兼職兼業により地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する教職員（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）及び申請書に記載のある添付書類（以下「添付書類」という。）を、勤務する学校の校長（以下「校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の規定により申請書及び添付書類の提出があった場合には、その内容を確認し、当該申請書及び添付書類を教育委員会に提出しなければならない。

(兼職兼業の許可)

- 第3条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を精査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請に応じた兼職兼業の許可を行う。
- (1) 申請が、申請者の意思に反して行われていること
 - (2) 兼職兼業により、申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあること
 - (3) 申請者の時間外労働時間（学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間をいう。）が、単月当たり100時間以上となり、又は複数月平均80時間を超えることが見込まれること
 - (4) 兼職兼業により、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがあること
 - (5) 申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は教職員への信用失墜につながるおそれがあること
 - (6) その他教育委員会が兼職兼業を許可することが適当でないと認める事情があること
- 2 教育委員会は、前項の規定により許可を行ったときは、許可通知書（様式2）により校長を通じて申請者に許可の通知を行う。

(申請内容の変更等)

第4条 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、異動により勤務校が変更された場合には、改めて第2条第1項に基づく申請を行わなければならない。

(許可の取消し)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、兼職兼業の許可を取り消す。

(1) 申請に虚偽の内容が含まれていた場合

(2) 第3条第1項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合

(3) 許可を受けた教職員から兼職兼業の許可の取消しの申出があった場合

(4) その他教育委員会が特に必要と認める場合

(服務)

第6条 兼職兼業の許可を受け、地域クラブ活動における業務に従事する教職員（以下「兼職兼業教職員」という。）は、次の各号の規定を遵守しなければならない。

(1) 教職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと（教育公務員特例法第17条の規定による許可を受けた場合又は地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた場合を除く。）

(2) 教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること

(3) 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと

(勤務時間の報告)

第7条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月15日までに、地域クラブ活動従事時間報告書（様式3）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定により報告書の提出があった場合には、提出された月の末日までに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、兼職兼業教職員が心身の健康の確保に支障を来することがないように、兼職兼業教職員の学校における勤務時間と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼職兼業教職員の健康管理を図らなければならない。

(兼職兼業教職員と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との契約)

第8条 兼職兼業教職員と地域クラブの運営団体・実施主体との間における依頼、委嘱等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うものとする。

(報酬等)

第9条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。ただし、社会通念上適当とはいえない高額な報酬等を受け取るとはできない。

2 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務への従事により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理を適切に行わなければならない。

(兼職兼業の申請が不要な場合)

第10条 教職員が、休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動の業務に従事する場合は、第2条第1項の規定に基づく兼職兼業の申請は要しない。

(実態調査)

第11条 教育委員会は、必要に応じ、兼職兼業教職員の地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式 1（第 2 条関係）

年 月 日

江南市教育委員会 宛て
（校長経由）

学校名
職・氏名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書

私は、下記のとおり兼職兼業したいので、「江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称
運営団体・実施主体：
地域クラブ活動：
- 2 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の内容
- 3 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容
従事時間 時間／月当たり
従事期間 ○年○月○日 ～ ○年○月○日
従事内容
- 4 報酬の見込み額
1 時間 ・ 月 ・ 年 当たり 円
- 5 添付書類
☐ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や委嘱状（案）の写し
☐ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類
☐ 地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類
☐ その他（ ）

様式 2（第 3 条関係）

年 月 日

学校名

校長 様

申請者 様

江南市教育委員会

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、「江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第 3 条第 2 項の規定により通知します。

<備考>

（※必要に応じて記載）

様式3（第7条関係）

年 月 日

校長 宛て

学校名

職・氏名

地域クラブ活動従事時間報告書（〇年〇月分）

年 月 日付けで許可のあった兼職兼業については、年 月に下記のとおり活動しましたので、「江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第7条第1項の規定により報告します。

記

① 地域クラブ活動における労働時間

時間

② 学校における時間外在校等時間

時間

「江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第3条の規定により、時間外労働時間が、活動月を含めた直近の2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均、いずれにおいても80時間以内である必要があります。

複数月平均が80時間以内であれば、右にチェックをしてください。

☐

令和 8 年議案第 4 3 号

宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム委員の委嘱等について

別紙の者を宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム委員に委嘱又は任命したいから、宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム設置要綱（令和 8 年 5 月 8 日施行）第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の選任を求める。

令和 8 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、宮田・藤ヶ丘地区の学校再編に関する事項について調査及び検討するために、宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム委員を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参 考)

宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 チームは、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1）市長部局関係者

（2）教育委員会関係者

（3）その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

令和 8 年議案第 4 4 号

江南市教育委員会点検評価員の委嘱について

別紙の者を江南市教育委員会点検評価員に委嘱したいから、江南市教育委員会点検評価実施要領（平成 2 0 年 4 月 1 日施行）第 4 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を実施するため、点検評価員を委嘱する必要があるからであります。

江南市教育委員会点検評価実施要領（抜粋）

（点検評価員の設置）

第4条 教育委員会は、点検評価員2人を置く。

- 2 点検評価員は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 点検評価員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 点検評価員に欠員が生じた場合における補欠者の任期は、前任者の在任期間とする。
- 5 点検評価員には、予算の範囲内において謝礼を支払うことができる。

令和 8 年議案第 4 5 号

江南市いじめ・不登校対策協議会委員の委嘱について

下記の者を江南市いじめ・不登校対策協議会委員に委嘱したいから、江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱（平成 3 年 7 月 1 日施行）第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の選任を求める。

記

別紙のとおり

令和 8 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市いじめ・不登校対策協議会の委員の任期が、令和 8 年 6 月 3 0 日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからです。

(参 考)

江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(抜 粋)

(組織)

第3条 協議会は22人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) カウンセラー
- (3) 児童相談所関係者
- (4) 教育事務所関係者
- (5) 市教育委員会関係者
- (6) 小中学校関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和 8 年議案第 4 6 号

江南市教育支援委員会委員の委嘱について

下記の者を江南市教育支援委員会委員に委嘱したいから、江南市教育支援委員会設置要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の選任を求める。

記

別紙のとおり

令和 8 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育支援委員会委員の任期が令和 8 年 6 月 30 日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

(参考)

江南市教育支援委員会設置要綱 (抜粋)

(組織)

第3条 委員会は、次の委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 医師又は学識経験者

(2) 特別支援学級を設置する小中学校職員及び通級指導担当者

(3) 特別支援教育諸学校の職員

(4) 児童福祉施設又は児童相談所職員

(5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和 8 年議案第 4 7 号

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

下記の者を江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱したいから、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成 1 9 年 4 月 1 日施行）第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の選任を求める。

記

氏 名	役 職 名 等
野 沢 卓 也	校長会代表（門弟山小学校）
星 野 麻 未	江南市PTA連合会母親代表（布袋北小学校）
仙 田 隆 志	教育部長

令和 8 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の異動等に伴い、後任の委員を委嘱する必要があるからであります。

(参 考)

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 運営委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 運営委員会は、第2条に規定する所掌事務の調査研究等を行わせるため、江南市放課後子ども総合プラン研究会（以下「研究会」という。）を置く。

（会長及び副会長）

第4条 （略）

（委員）

第5条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が辞任しようとするときは、会長を経て教育委員会に申し出なければならない。

令和 8 年議案第 4 8 号

「こうなんマーブルタウン」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和 8 年議案第 4 9 号

「江南市ゼロカーボンシティ標語募集」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和 8 年議案第 5 0 号

「名古屋オーシャンズのふれあいフットサル教室」の後援
名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。